

新型コロナウイルスワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）について

新型コロナウイルスワクチン接種記録について、接種者からの申請に基づき、証明書を交付します。この証明書は、海外各国への入国時の防疫措置の緩和等のため、ワクチンパスポートの提示を求められた場合に提示するものとして発行するものです。対象となる国や地域は、外務省ホームページをご確認ください。

【外務省ホームページ】 <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

1 北秋田市で接種証明書を発行できる方

北秋田市から発行された接種券を利用して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方で、海外渡航の事情により証明書の提示が必要な方

※次のような方には発行できません

- ・海外渡航時の利用を目的としない方
- ・国外等で接種を受けた方（我が国の予防接種法に基づかない接種を受けた方）

2 申請に必要な書類

(1) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書

(2) 海外渡航時に有効な旅券（パスポート）の写し

接種証明書に記載される旅券番号と海外渡航に使用する旅券番号が一致する必要があります。接種証明書を取得した後に旅券番号が変わった場合には、接種証明書を改めて取得する必要があります。旅券発給申請中の方は、旅券交付後に接種証明の申請を開始してください。また、外国籍の方等、外国政府の発行する旅券でも申請は可能です。

(3) 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証または接種記録書の写し

ない場合は、マイナンバーが分かる書類または、氏名・生年月日・性別のすべてが確認できる書類が必要です。また、医療従事者等「接種券付き予診票」で接種を受けた場合、ワクチン番号等が記載されたシールを貼られた「接種記録書」の写しが必要です。

(4) 本人確認書類（返送先住所が記載されているもの）

次の書類等は必要に応じて準備してください。

(5) ワクチンパスポートを郵送で受け取りたい方：切手を貼り、返信先住所を記載した返信用封筒 ※接種券または接種記録書に記載の住所と異なる住所に返送を希望する場合は、返送先が記載されている確認書類等の同封が必要

(6) 旅券に旧姓、別姓、別名（英字）が記載されている方：旧姓、別姓、別名（英字）が確認できる本人確認書類の写し

(7) 本人以外の方が申請する場合：委任状および代理人の本人確認書類の写し

3 提出方法

上記の書類を揃え、申請窓口までお越しいただくか、申請窓口まで郵送してください。

4 ご注意いただくこと

(1) ワクチンパスポートは即日発行されません。申請書を受理後、1週間程度要します。書類に不備や不足のある場合はより多くの時間がかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。

(2) 海外渡航の予定がない場合にはワクチンパスポートの発行はできません。国内での証明には接種済証または接種記録書をご利用ください。

(3) 新型コロナウイルスワクチンの1回目と2回目接種を、異なる住所地で受けた場合、接種を受けたそれぞれの市町村で申請が必要です。

【申請窓口・問合せ先】

〒018-3315 北秋田市宮前町 9-69 北秋田市役所医療健康課（北秋田市保健センター）
電話：0186-62-6666

窓口 8：30-17：15（土、日、祝、年末年始は受付できません）